

竹原市公告第104号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、竹原市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年5月30日

竹原市長 今榮 敏彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤三竹原ショッピングセンター
竹原市中央四丁目7番20号
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店内の店舗面積の合計
(変更前)
3,339 m²
(変更後)
5,781 m²
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

NO	位置	収容台数
1	既存建物北側・東側・西側	278台
	合計	278台
	届出台数	270台

※駐車場整備台数278台の内270台を来客用届出駐車台数とする。

(変更後)

NO	位置	収容台数
1	既存建物北側・東側・西側	271台
	合計	271台
	届出台数	240台

※駐車場整備台数271台の内240台を来客用届出駐車台数とする。

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

NO	位置	収容台数
1	既存建物北東側	80台
	合計	80台
	届出台数	30台

※駐輪場整備台数80台の内30台を来客用届出駐車台数とする。

(変更後)

NO	位置	収容台数
1	既存建物北東側	110台
	合計	110台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

NO	位置	収容台数
----	----	------

1	既存建物南東側	1 4 5 m ²
2	既存建物南西側	1 1 1 m ²
	合計	2 5 6 m ²

(変更後)

NO	位置	収容台数
1	既存建物南東側	1 4 5 m ²
2	既存建物南西側	1 1 1 m ²
3	増設建物南側	3 2 m ²
	合計	2 8 8 m ²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

NO	位置	収容台数
1	既存建物南西側	1 5 m ²
2	既存建物南西側	8 m ²
3	既存建物南側	1 5 m ²
	合計	3 8 m ²

(変更後)

NO	位置	収容台数
1	既存建物南西側	1 5 m ²
2	既存建物南西側	8 m ²
3	増設建物南側	4 m ²
	合計	2 7 m ²

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前 8 時 0 0 分 (一部午前 9 時 0 0 分)	午後 9 時 0 0 分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前 6 時 0 0 分	午後 1 0 時 0 0 分	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 NO	駐車可能時間帯	備考
1	午前 7 時 4 5 分から午後 9 時 1 0 分まで	

(変更後)

駐車場 NO	駐車可能時間帯	備考
1	午前 5 時 4 5 分から午後 1 0 時 1 0 分まで	

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午後 4 時 3 0 分から午後 9 時 0 0 分まで	
2	午前 9 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分まで	

(変更後)

荷さばき No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午後 4 時 3 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで	
2	午前 6 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで	

3	午前6時00分から午後10時00分まで	
---	---------------------	--

3 変更する年月日

令和4年11月30日

4 変更する理由

店舗リニューアルに伴う変更のため

5 届出年月日

令和4年5月23日

6 届出縦覧場所

竹原市総務企画部産業振興課（竹原市中央五丁目1番35号）